

## 「中小企業金融円滑化法」期限到来後の対応について

株式会社京葉銀行（頭取 熊谷 俊行）では、地域経済の活性化を通じた地域との共存・共栄のため、地域への円滑な資金提供を行っていくことを重要な使命と位置づけ、地域 密着型金融に積極的に取り組んでおります。

平成25年3月末に中小企業金融円滑化法の期限が到来しましたが、当行の金融円滑化に向けた基本方針は変わることなく、これまでと同様に、お客さまの貸付条件の変更等に 関するお申し込み・ご相談に対し真摯に対応してまいります。

### 1. 中小企業・個人事業主のお客さまへの対応

お客さまが抱える様々な経営課題について、お客さまの目線に立って、財務内容の改善、経営環境・産業構造の変化への対応など経営全般のニーズにお応えするとともに、経営改善計画の策定・実践のサポートに努めてまいります。また、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携など、様々な経営支援手法を通じて、お客さまの事業再生に努めてまいります。

### 2. 住宅資金をご利用のお客さまへの対応

住宅資金をご利用いただいているお客さまからのお借入条件の変更等のご相談に対して、お客さまの目線に立って、家計収入や支出の状況変化に対応ができるよう生活設計の見直しのお手伝いをするとともに、生活実態に即した返済計画の策定・実践の支援に努めてまいります。

京葉銀行では、引続き、様々な悩みを抱えるお客さまに対し、一層のコンサルティング機能の発揮を通じて、真の意味での経営改善等が図れるよう積極的に支援してまいります。

以上